

国民健康保険加入者の皆さんへ

高額療養費支給制度について

1カ月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給される制度です(差額ベッド代などの保険適用外のものや入院時の食事代は除きます)。

該当する世帯には、診療した月から通常3カ月後に町から申請書を送付します。

自己負担限度額(月額)

【70歳未満の場合】 医療機関ごとに計算します(入院と外来、医科と歯科ごとに別計算)。

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超える世帯及び所得の申告がない世帯

※2 過去12カ月以内に、高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

【70歳以上の場合】 病院・診療所、歯科の区別なく合算して計算します。

所得区分	外来のみ(個人単位)	入院+外来(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%※3
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	24,600円(一定基準以下の場合15,000円)

75歳到達月は上記の限度額が半額になります。

※3 過去12カ月以内に、高額療養費の支給が4回以上あった場合は44,400円

■申請手続き／申請書が届きましたら、領収書と被保険者証等をお持ちの上、国保年金担当に申請してください。

高額療養費の申請には領収書が必要です。確定申告時に医療費控除などで領収書を提出する方は、申告前に国保年金担当にご連絡ください。

総務課のお知らせ

自治会に加入しましょう



自治会とは、住みよいまちづくりを目指して、地域に住んでいる人々が自主的にお互いを助け合いながら生活環境を維持・向上させ、住みやすい地域を作るための団体です。

「頼れる人や親戚が遠くて、いざという時に心配」などというときは、お隣さんや近所の人たちが頼りになるものです。

これからの「まちづくり」は、町民一人ひとりの参加と連帯意識をもって、私たちのまちを築いていく努力が必要です。町では、皆さんの自治会加入を推進しています。

■自治会の主な活動

①地域交流、親睦

お祭りやレクリエーションを通じて、住民同士の顔が見える関係を作るための活動です。

②身近な課題解決のための活動

(1) 安全安心活動 …自主防災、防犯パトロール、登下校の見守り活動など。

(2) 身近な生活活動…地域の清掃、ごみ集積所の管理、側溝清掃、一人暮らしの高齢者の把握や見守り地域の情報提供など。

■自治会への加入方法

自治会への加入を希望される場合は、ご近所の方にご確認ください。確認できない場合は、町へご連絡いただければ、お住まいの地域の自治会連合会長の連絡先をお伝えいたします。自治会連合会長を通じて自治会長へ連絡してください。

自治会の入会金や会費は自治会ごとに異なりますので、加入時に自治会長へご確認ください。